

**「左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」に係る、
左京区の伝統文化・伝統行事のPRに向けた展示物作成及びPRイベント実施業務
委託に係る提案募集要項**

1 「左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」について

同プロジェクトは、地域ゆかりの文化について、その情報や価値を区内外へ発信し、区民が自らの地域の文化を理解し、誇りに思えるようにするとともに、広く区外の方々を知り、関心を持ってもらうようにすること及び地域ゆかりの文化が50年後、100年後まで継承していけるよう、各地域の住民が現状・課題を把握し、取組を進めるための支援を行うことを目的として、「左京・地域ゆかりの文化実行委員会」が実施するものです。

2 募集目的

当業務において、左京区の無形民俗文化財を中心に、左京区の伝統文化・伝統行事を継続的に、幅広くPRすることを目的とした映像等の展示物を制作するが、それには専門的な知識や技術が必要となります。また、PRイベントは大学生等若年層を対象に、効果的かつ効率的に運営する必要があり、円滑かつ迅速な業務遂行のためには手厚い人員体制も必要となります。これらのことから、専門知識、技術、業務遂行体制等について総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定するものです。

3 委託業務の名称

「左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」に係る、
左京区の伝統文化・伝統行事のPRに向けた展示物作成及びPRイベント実施業務

4 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 委託内容

別添の仕様書のとおり

6 委託金額の上限

2,232,450 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

（3）次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

（4）（略）

（5）前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

（6）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（2）本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

（3）参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

（4）本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（5）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

（6）代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

（7）共同事業による参加の申込にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

8 応募書類の提出

（1）提出書類及び部数

ア 参加申請書（第1号様式）1部

イ 提案書（様式自由。次に掲げる項目を記載すること。）6部

- (ア) 仕様書 1 (1) 展示物（映像）制作について、将来的な担い手となり得る層に対して訴求するため、収録する伝統文化・伝統行事候補 2 件程度、展示物のコンセプト（作成方針、インタビュー対象者及び内容等）の提案

<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000000596.html>

（参考）「おつぎのまつり（平成 28 年度作成）」

- (イ) P R イベントの会場、内容及びその周知方法に係る有効な手段の提案
(ロ) パンフレット等 P R イベントにおいて発信するものの内容
(ハ) 業務実施体制

ウ 自己を証明する書類（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者のみ）

- (ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） 1 部
(イ) 印鑑証明書 1 部
(ロ) 納税証明書（国税及び京都市税） 1 部
(ハ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第 2 号様式） 1 部
(ニ) 使用印鑑届（第 3 号様式） 1 部
(ホ) 誓約書（第 4 号様式） 1 部

※ (ア)、(イ)、(ロ)については、申請日前 3 箇月以内に発行のもの。

エ コンソーシアム協定書

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間におけるコンソーシアム協定書を提出してください。

オ 見積書

カ その他

※ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容について資料を提出してください。（内容によっては一部再委託を承諾しないことがあります。再委託先との連絡調整、統括は受託者に行っていただきます。）

※ 審査結果通知時に連絡が取れる担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。

(2) 提出期限・提出方法

令和 6 年 8 月 23 日（金）午後 5 時必着

- ・ 持参又は郵送によるものとします。郵送の場合は書留郵便により送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなします。
- ・ 質問等がある場合は、令和 6 年 8 月 16 日（金）午後 5 時までに、F A X もしくは電子メールで下記担当に送付してください。質問への回答は、8 月 20 日（火）以降、速やかに左京区ホームページに掲載します。

※左京区ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/index.html>

(3) 提出先（問い合わせ先）

左京・地域ゆかりの文化実行委員会事務局

左京区役所地域力推進室企画担当（担当：藤原、濱田）

〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2

TEL 075-702-1021

FAX 075-702-1301

E-mail sakyo@city.kyoto.lg.jp

9 受託候補者の選定及び結果の通知

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書等についてプレゼンテーション審査を実施し、最も優秀な提案を選定します（日時及び場所については別途連絡）。

(2) 審査委員会

審査は、学識者含む3名の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき実施します。

(3) 審査方法

書面審査及びプレゼンテーション審査により以下の項目について評価し、審査します。なお、プレゼンテーション審査は15分間の発表の後、質疑応答を行います。

(審査項目)

評価のポイント		配点
提案内容	・「左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」の趣旨を理解した提案であるか。左京区の伝統文化・伝統行事について、深い理解を有しているか。	15点
	・将来的な担い手となり得る層に対して訴求するための展示物（映像）のコンセプトとしてふさわしいものであるか。	15点
	・PRイベントの内容、周知方法が、将来的な担い手となり得る層に対して訴求するためのふさわしいものであるか。	15点
	・展示物制作・イベント企画運営に必要な専門的知識・技術を有するか。	10点
	・仕様書に記載する内容を押さえた、有益な提案であるか。	15点
業務実績	・これまでに類似の業務を実施した実績があるか	10点
実施体制	・業務を迅速かつ的確に実施することができる体制であるか	10点
見積金額	・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点＝5点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	5点
その他	・中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するか	5点

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について以下の「評価基準」に基づき採点を行った結果、各審査委員の評価点の合計（合計点）が満点の6割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定します。合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定します。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定します。

応募者が1者の場合は、採点の結果、合計点が満点の6割を超え、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定することとします。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがあります。

応募者が当委員会の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合については受託候補者としません。

(評価基準)

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて優れている（「業務実績」にあたっては4件以上）。
B	0.8	優れている（「業務実績」にあたっては3件）。
C	0.6	普通である（「業務実績」にあたっては2件）。
D	0.4	やや劣っている（「業務実績」にあたっては1件）。
E	0.2	劣っている（「業務実績」にあたっては0件）。

(5) 選定結果の通知

審査後速やかに、選定結果を全応募者に文書で通知します。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果（第1順位の提案を行った受託候補者名及び評価点、参加した事業者名）を公表します。

10 契約の締結

第1順位の提案を行った受託候補者と契約に関する協議を行い、契約意思の確認を行います。万一、両者の協議が整わない場合、当委員会は次順位の提案者と契約に関する協議を行います。

受託候補者とは、協議が整い次第委託契約を締結します。

11 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は認めません。ただし、明らかな誤字脱字等であり当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

- (3) 提出物は応募者に返却しません。
- (4) 見積書に記載された金額が委託料上限額を超えた場合は、失格とします。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格とします。
- (6) 当委員会は応募者に無断で提出物を本プロポーザル以外に使用しません。
- (7) 当委員会から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止します。